

## 赤穂市空き家等の適正管理に関する条例の考え方等について

### 1. 改正趣旨

赤穂市空き家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）は、空き家等の倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止するとともに、市民等の生命、身体又は財産の保護を図るため、空き家等の適正管理に関して必要な事項を定め、もって安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全に寄与することを目的とした条例です。

条例の施行後に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体又は財産の保護や生活環境の保全等を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とした法律です。法第14条では、適切な管理が行われていない空家等を解消するために、特定空家等に対し、助言・指導、勧告、命令といった措置を講ずることができると規定されています。

今回の条例改正は、上記のことを踏まえ、条例独自の規定である空き家等に係る自治会からの情報提供の規定及び空き家等の急迫した危険を回避するための応急措置等の規定を残しつつ、法との整合を図ることを目的に行います。

\* 条例 H26.9.30 制定、H27.1.1 施行

法 H26.11.27 公布、H27.2.26 一部施行、H27.5.26 全面施行

\* 今回の改正案作成にあたって、法で規定されていること（立入調査等、助言・指導～代執行等）については、条例の規定なしに法だけでも実施可能であるが、市民に対する分かりやすさの観点から、それらの項目を削除せずに確認的に規定しています。

（例 法第〇条第〇項の規定により、～することができる。）

## 2. 改正内容の要旨

### 1 目的（第1条関係）

- ・ 目的は「市民等の生命、身体又は財産を保護し、安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境を保全」とします。

### 2 定義（第2条関係）

- ・ 法第2条との整合を図り、次のように改正します。

現行条例	改正条例
空き家等 住宅に限る	空家等 建築物（住宅以外の用途を含む）
管理不全な状態 次のいずれか ア（危険）倒壊又は建築資材等の飛散により被害を及ぼすおそれのある状態 イ（衛生）草木、昆虫又は動物が繁殖する等周辺環境を阻害するおそれのある状態 ウ（防犯）不特定の者が侵入できる状態、犯罪又は火災を誘発する恐れのある状態	特定空家等 次のいずれか ア（危険）そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 イ（衛生）そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ウ（景観）そのまま放置すれば著しく景観を損なっている状態 エ（その他）その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

### 3 市の責務（第3条関係）、所有者等の義務（第4条関係）

- ・ 現行のままとし、法では「適切な管理に努めるものとする。」という努力義務であるのに対し、条例では「適正に管理しなければならない。」と義務としています。

### 4 情報の提供（第5条関係）【独自規定】

- ・ 現行のままとし、「市民等は管理不全な状態にある空家等があると認めるときには、地域の自治会を通じて、速やかに市にその情報を提供するものとする。」としています。

### 5 実態調査（第6条関係）

- ・ 法第9条第1項の規定により、当該空家等の所在及び所有者等を把握するための調査を行うことができるることを規定。

### 6 立入調査等（第7条関係）

- ① 法第9条第2項の規定により、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、立入調査を行うことができることを規定。
- ② 現行では施行規則に規定されている立入調査の事前通知について、法第9条第3項に規定されていることにともない、条例で規定。

### 7 助言又は指導（第8条関係）

- ・ 法第14条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し助言又は指導をすることができることを規定。

## 8 励告（第9条関係）

- 法第14条第2項の規定により、助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されない場合は、特定空家等の所有者等に対し、勧告できることを規定。

## 9 命令等（第10条関係）

- 法第14条第3項の規定により、命令できることを規定。
- 法第14条第4項～第8項の規定による命令前の弁明の機会の付与等、命令までの手続きについて規定。
- 法第14条第11項に規定の規定により、「命令をした場合は、その旨を公示しなければならない。」としています。
- 公表に係る規定を削除し、現行の「公表前の弁明」の機会及び施行規則第9条で規定している「公表の猶予」は廃止とします。
- 法第14条第12項の規定により、命令をした場合において、標識を特定空家等に設置することができることを追加。

### 【参考】赤穂市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（抜粋）

#### （公表の猶予）

第9条 市長は、前条第2項の規定による弁明を参酌し、次の各号の一の事由があると認めるときは、その命令違反事実の公表を猶予することができる。

- 空き家等の所有者等に他の財産がなく、貧困により生活のため公私の扶助を受けしており、空き家等を適正に管理することが困難であると認められるとき。
- 当該空き家等の所有権をめぐり紛争中であり、正当な所有者等の特定が困難であるとき。
- 条例第10条第1項に規定する命令の期限までに改善に至らなかったものの、6箇月以内の期限を定めて改善することを書面で誓約したとき。
- 前3号に規定するもののほか、特別な事情があると特に市長が認めたとき。

## 10 代執行（第12条関係）

- 法第14条第9項の規定により行うことを規定。

## 11 略式代執行（第13条関係）

- 法第14条第10項の規定により、所有者等不明の場合は、略式代執行を行うことを規定。

## 12 応急措置（第14条関係）【独自規定】

- 急迫した現在の危険を回避するために、助言・指導～略式代執行の措置をとる時間的余裕がないときは、必要最小限の措置（応急措置）を講ずることができることとします。また、応急措置に要した費用を所有者等から徴収することができます。

## 13 審議会の設置、委員、会長、会議（現行第13条～第16条）

- 空き家等審議会の廃止により、削除します。

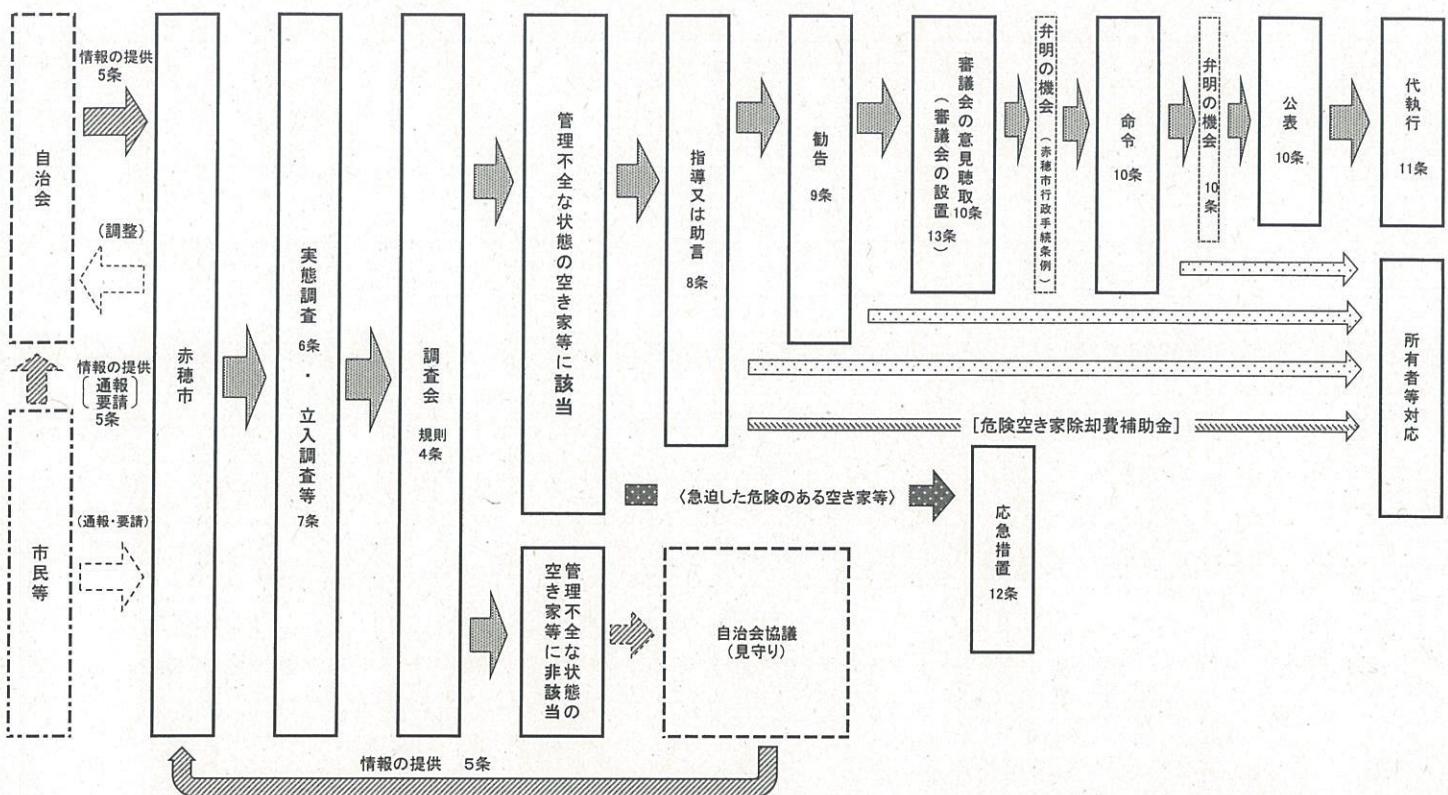
1 4 関係機関への協力要請（第15条関係）【独自規定】

- ・ 警察その他の関係機関との連携、必要な協力を要請することができる規定は、現行のままとします。

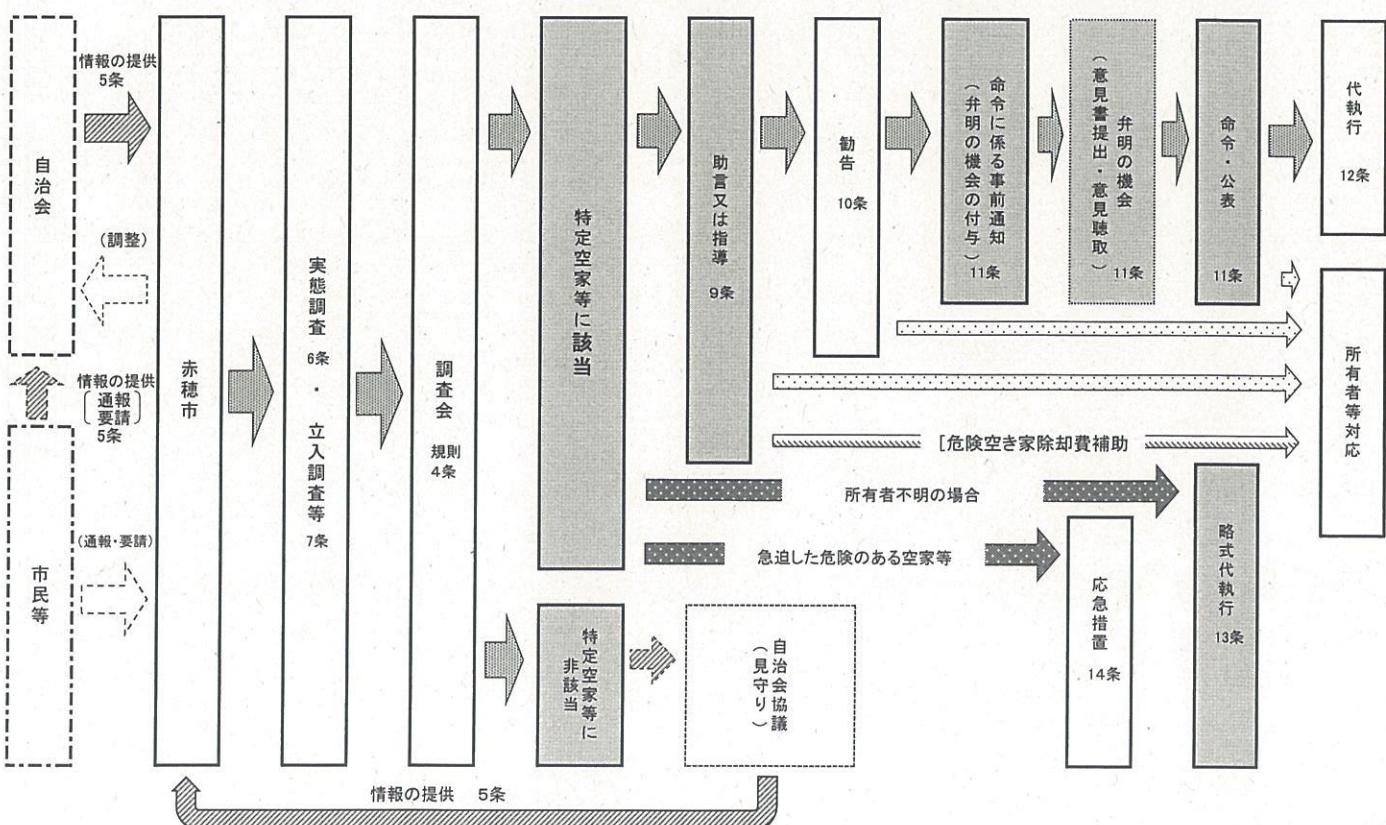
1 5 施行期日（付則）

- ・ 施行期日は、空家等対策計画の計画期間との整合を図り、平成30年4月1日とします。

## 【改正前】赤穂市空き家等の適正管理に関する条例に係る手続きフロー



## 【改正後】赤穂市空き家等の適正管理に関する条例に係る手続きフロー



赤穂市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例案（H29.9月時点）新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>赤穂市空き家等の適正管理に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>空き家等の倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止するとともに、市民等の生命、身体又は財産の保護を図るため、空き家等の適正な管理に関して必要な事項を定め、もって安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>赤穂市空家等の適正管理に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>適正な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等において市民等の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体又は財産を保護し、安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境を保全することを目的とする。</u></p>
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋） (目的)</p> <p>第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き家等 人の居住の用に供する建築物（当該建築物に附属する建築物又は工作物を含む。）であつて現に人が居住せず、又は使用していない状態にあるもの及びその敷地をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（木立その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p>

- (2) 管理不全な状態 次のアからウまでのいずれかに該当する状態をいう。
- ア 老朽化又は風雨その他の自然現象により、空き家等が倒壊し、又は空き家等の建築資材等が飛散し、若しくは、はく落すること等により、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態
- イ 草木が繁茂し、又は昆虫その他の動物が繁殖する等、周辺の生活環境を阻害するおそれのある状態
- ウ 不特定の者が侵入できる状態、その他犯罪又は火災を誘発するおそれのある状態
- (3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

- (2) 特定空家等 次のアからエまでのいずれかの状態（以下「管理不全な状態」という。）に該当する空家等をいう。
- ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

##### （定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

##### （市の責務）

第3条 市は、空き家等の適正な管理に関し、必要な施策を実施するものとする。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

##### （市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

##### （市の責務）

第3条 市は、空家等の適正な管理に関し、必要な施策を実施するものとする。

(所有者等の義務)

第4条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、常に適正に管理しなければならない。

**空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）**

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(情報の提供)

第5条 市民等は、管理不全な状態にある空き家等があると認めるときは、地域の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）を通じて、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、前条の規定による情報の提供を受けたとき、又は適正な管理が行われていない空き家等があると認めるときは、当該空き家等の実態及び所有者等の所在について必要な調査を行うことができる。

**空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）**

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関するこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

(立入調査等)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き家等の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該空き家等の存する土地に立ち入り、その状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

**空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）**

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

(所有者等の義務)

第4条 所有者等は、空家等が管理不全な状態にならないよう、常に適正に管理しなければならない。

(情報の提供)

第5条 市民等は、管理不全な状態にある空家等があると認めるときは、地域の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）を通じて、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、前条の規定による情報の提供を受けたとき、又は適正な管理が行われていない空家等があると認めるときは、法第9条第1項の規定により、当該空家等の所在及び所有者等を把握するための調査その他空家等に関する法の施行のために必要な調査を行うことができる。

(立入調査等)

第7条 市長は、法第9条第2項の規定により、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、法第9条第3項の規定により、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

2 当該職員は、前項の規定により立入調査をするときは、  
その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、  
犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第1項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、  
その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 法第9条第5項の規定により、第1項の規定による立入調査の権限は、  
犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は助言)

第8条 市長は、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(助言又は指導)

第8条 市長は、法第14条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、木立竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となる状態ない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（特定空家等に対する措置）

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態ない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、なお当該空き家等の管理不全な状態が改善されないと認めるときは、所有者等に対し、期間を定めて必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第14条第2項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令及び公表)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わず、かつ当該空き家等が特に著しく管理不全な状態にあると認めるときは、所有者等に対し、期間を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、赤穂市空き家等審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞くものとする。

(命令及び公表)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、法第14条第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、赤穂市公告式条例（昭和26年赤穂市条例第7号）第3条に規定する市の掲示場に掲示する方法及び広報への掲載、その他市長が適当と認める方法により、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
- (2) 当該命令に係る空き家等の所在地
- (3) 当該命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、法第14条第4項の規定により、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、法第14条第5項の規定により、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該公表に係る所有者等に弁明の機会を与えなければならない。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、法第14条第6項の規定により、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、法第14条第7項の規定により、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第4項に規定する者は、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、法第14条第11項の規定により、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（抜粋）

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第11項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村（特別区を含む。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

8 法第14条第12項の規定により、前項の標識は、第1項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

#### （代執行）

第11条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によって、その履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

#### （代執行）

第11条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

(略式代執行)

第12条 第10条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第8条の助言若しくは指導又は第9条の勧告が行われるべき者を確知することができないため第10条第1項に定める手続きにより命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、法第14条第10項の規定により、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

**空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）**

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

**（応急措置）**

第12条 市長は、空き家等の急迫した現在の危険を回避するため前4条の規定による措置をとる時間的余裕がないと認めるときは、当該危険を回避するために必要最小限の措置（以下「応急措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定による応急措置を講じたときは、当該応急措置に要した費用を当該空き家等の所有者等から徴収することができる。

**（審議会の設置）**

第13条 市長の諮問に応じ、第10条第2項の規定による事項を調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、委員5人以上で組織する。

**（委員）**

第14条 委員は、学識経験のある者等のうちから、市長が任命し、又は委

**（応急措置）**

第13条 市長は、空家等の急迫した現在の危険を回避するため前5条の規定による措置をとる時間的余裕がないと認めるときは、当該危険を回避するために必要最小限の措置（以下「応急措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定による応急措置を講じたときは、当該応急措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

## 第15条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
  - 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第16条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 4 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、審議会が定める。

### (関係機関への協力要請)

第17条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関と連携を図るとともに、必要な協力を要請することができる。

(補則)

第18条 この条例の施行に関する必要な事項は、規則で定める。

#### (関係機関への協力要請)

第14条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関と連携を図るとともに、必要な協力を要請することができる。

(補則)

第15条 この条例の施行に関する必要な事項は、規則で定める。